

3、公文書公開請求で明らかとなったこと

- ・ 第3に、公文書公開請求で明らかとなったことについてです。
- ・ 私は、今年に入って、2度にわたって公文書公開請求をしました。「ユニチカが豊橋市長に提出した4項目の文書」が初めて市民に公開されたのです。この文書は土地売却する一年前、平成26年10月9日付です。4項目内容は、①平成27年3月末までに、豊橋事業所全体を閉鎖すること。②閉鎖に前後して、豊橋事業所は、再開発を前提とする第三者に売却したいこと。③敷地の売却は、三菱UFJ信託銀行をアドバイザー兼仲介者として執り行うこと。④今後、敷地の売却及び開発を行うにあたり、豊橋市様にご相談させて頂きたいこと、というものです。
- ・ この書面から、明らかにユニチカは昭和26年の契約書第12条、第13条及び昭和41年の疑義事項協議書を念頭において豊橋市に相談を持ち掛けていると思われます。
- ・ これに対して、今年6月1日、佐原市長は記者会見で、「社長と面会したが、これまでのお礼をされただけで跡地の処分については相談を受けなかった」と、説明したと新聞報道がなされています。しかし、面会は、「ユニチカの4項目文書」が提出された20日後、平成26年10月29日です。市長応接室でユニチカ社長と面会した際、当然、「4項目文書」の内容が話し合われた、と考えるのが自然です。
- ・ 跡地売却に至る流れを見ると、この最初の時点で佐原市長のとった姿勢がどうだったのか、何故跡地の売却を許容したのか、その理由を明らかにすることが極めて重要と思います。公文書公開請求等で知り得た資料からみると、平成26年10月29日の「面会」は、跡地売却の最大のキーポイントになったと思われます。